

NEWS RELEASE

千葉興業銀行

平成30年3月1日

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の公表について

千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、2017年5月26日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第四十九号）」に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

当行は本方針の公表により、電子決済等代行業者との連携及び協働によるオープンイノベーションを促進し、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

以 上

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

● 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

株式会社千葉興業銀行（以下、当行）は、地域経済を支える金融機関として、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズにお応えするとともに、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、地域社会やお客さまの発展と成長に貢献することを目指しております。

こうしたなか、当行はオープンイノベーションの重要性を認識し、お客さまの安全なサービスのご利用のためセキュリティに配慮しながら電子決済等代行業者をはじめとする様々なパートナーとの連携及び協働を図っていくことを基本方針としています。

● 資金移動関連のオープンAPIに関する体制整備の有無、理由、実施完了時期

当行は、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した上で、質の高い金融サービスを提供するため、資金移動に係るオープンAPIの整備を行う予定です。法人のお客さま、個人のお客さまのいずれにも、2019年3月を目途に必要な体制の整備を行う予定です。

● 口座参照関連のオープンAPIに関する体制整備の有無、理由、実施完了時期

当行は、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した上で、質の高い金融サービスを提供するため、口座参照関連のオープンAPIに関する体制整備を行う予定です。法人のお客さま、個人のお客さまのいずれにも、2018年9月を目途に必要な体制の整備を行う予定です。

● オープンAPI関連システムの開発、運用等を自行で行うか、委託するかの別、及びその他のシステム構築に関する方針

当行は、全国銀行協会が公表している「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書－オープン・イノベーションの活性化に向けて－（2017年7月13日）」に基づきシステム構築を行います。

当行は、オープンAPI関連システムの開発、運用等について、株式会社NTTデータへ委託します。

● 当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門は、以下のとおりです。

担当部署：経営企画部IT企画室

連絡先：043-247-7813

● その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携を検討するに当たって参考となるべき情報

当行が提供するオープンAPIの具体的な仕様や予定の変更等につきましては、当行ホームページにて順次公開していく予定です。